

長岡市制度融資活用サポート補助金を拡充して実施しています。

制度融資申込者が信用保証料全額を新潟県信用保証協会に支払ったあとに、市が相当額を給付する「長岡市制度融資活用サポート補助金」の対象制度を7月から拡充します。コロナ後の業績回復の遅れ、ゼロゼロ融資などの既往債務の返済負担、エネルギー・物価高騰など複合的リスクを抱える市内事業者の資金繰り・事業継続を支援します。

長岡市制度融資活用サポート補助金

◎補助額

下記対象制度の信用保証料相当額

※令和5年4月1日（土）から令和6年2月29日（木）までに融資実行されたものが対象

◎対象制度

- ①長岡市小口零細企業保証制度資金（新型コロナウイルス感染症対応要件）
- ②長岡市中小企業連鎖倒産防止対策資金
- ③新潟県セーフティネット資金（新型感染症・物価高騰等対策伴走支援型資金（3））

◎申請期間

令和5年7月20日（木） から 令和6年2月29日（木） まで

◎申請方法

当該融資の実行後に、下記の提出書類を産業支援課へ提出

<提出書類>

- ・長岡市制度融資活用サポート補助金申請書
- ・金融機関へ提出した「長岡市制度融資借入申込書」（対象制度③の場合は、当該制度利用のために金融機関へ提出した融資申込書）の写し
- ・「市税の納税証明書（未納がないことの証明）」の写し
- ・新潟県信用保証協会発行の「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」（信用保証料計算書）の写し

◎お問い合わせ

長岡市商工部産業支援課 TEL0258-39-2222（直通）

※「長岡市地方創生特別融資・起業創業貸付」（信用保証料相当額100%補助）、「長岡市小口零細企業保証制度資金（平常要件）」（信用保証料相当額90%補助）の信用保証料は、長岡市が新潟県信用保証協会へ直接支払います。